

理事、監事及び評議員等に対する報酬の支給基準に関する規則

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人清和会みわの理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員に支給する報酬の基準等について定めることを目的とする。

(理事等の勤務形態に応じた報酬の支給区分)

第2条 定款第5条に規定する評議員並びに定款第16条第1項に規定する理事（法人の職員たる理事を除く。）及び監事は非常勤とする。

2 前項の理事、監事及び評議員が、法人の定める会議等（理事会、評議員会、監事監査、行政機関による指導・監査をいう。以下同じ。）に出席した場合、報酬を支給することができる。

3 前項の規定の他、理事が定款細則第12条に規定する業務を執行するために出頭した場合も報酬を支給することができる。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、会議等への出席1回につき、一律6,680円とする。

(支給の方法及び形態)

第4条 報酬は現金支給とし、会議等への出席の都度手渡しとする。

2 前項の規定に関わらず、理事が会議等へ出頭する場合の報酬は、指定口座へ前月の出頭実績に基づき、翌月25日に一括して振り込むことができる。

(報酬の総額)

第5条 理事及び監事に支給することができる報酬の額は、各年度の総額で示すものとし、評議員会の決議を必要とする。

(評議員選任・解任委員に対する報酬の支給)

第6条 定款第6条第2項に規定する評議員選任・解任委員（法人の職員たる委員を除く。）は非常勤とし、評議員選任・解任委員会への出席に際し、この基準に準じて報酬を支給することができる。

(費用弁償)

第7条 第2条第1項の理事、監事及び評議員並びに第6条の評議員選任・解任委員には、職務を行うため、特に要した費用についてはその都度弁償する。

附 則

この規則は、平成29年6月12日から施行する。なお、社会福祉法人清和会みわ役員等の報酬及び費用弁償規則（法人規則第3号（平成16年8月11日制定））は平成29年6月12日をもって廃止する。

附 則

この規則は、2019年6月6日に改正施行し、同年7月1日から適用する。